

任期制をテーマに「とことんトーク No. 8」を開催！！

任期制の真のねらい 学長交渉の結果を踏まえて

昨年9月18日の大学審議会において組織運営部会より「大学教員の任期制について」に関する中間報告が公表されました。この任期制導入の画策は今回突然出されてきた問題ではなく、71年の中教審ですでに取り上げられてきたなどその歴史は意外と古いものであり、それだけ文部省が任期制導入に強くこだわっていることを意味しているとも言えます。ただ、今回は一部マスコミの間でも「十年一日の講義ノート」など極めて矮小化した内容で任期制導入を支持する論調をだすなど、この問題を取り巻く社会環境はかなり厳しい状況にあるのも事実だと言えます。

しかし、国大協でも任期制導入のもたらす教育研究へのデメリットはメリットを上回るものだと声明を出しているように、現場で教育研究に携わる者としてはこの制度の危険性を見逃すわけにはいかないでしょう。にもかかわらず、新設予定の新潟大学大学院教官に任期制を導入することが検討されるなど、文部省はいま進行中の大学改革との抱き合わせでこの制度の導入を、しかも「社会的要求」という錦の御旗で強制しかねない状況にあります。(学長としては、高知大学としていまのところ導入する意思はないということですが)。

また、東大改革フォーラムにおいて、この任期制導入を経団連などは、いま企業で行われている中間管理職のリストラを将来一層容易に展開できる体制を導入するための足掛りと位置付けているという指摘もされています。こうなると単に大学の問題ではなく、社会の雇用体制にも波及しかねない問題と言えるでしょう(この点に関する資料は「とことんトーク」で配布する予定です)。このように様々な問題を持つ任期制について、中執では大いに討論してみたいと考え、今回のとことんトークを企画いたしました。昼休みという限られた時間ではありますが、ぜひご参加下さい。

日時：5月28日(火) 12:00 ~ 13:00

場所：組合室

☆参加希望の方にお弁当を用意しますので、前日までに組合室にお申し込み下さい。[1159]



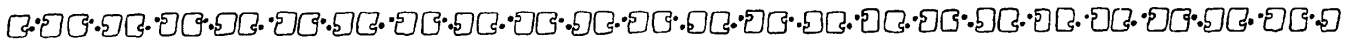
こぶし

第33号

1996. 5. 22

発行

高知大学教職員組合
中央執行委員会
TEL.0888-44-0111
内線1159
FAX.0888-44-1489



新大職組発 期限付助手の叫び! 『同情するなら職をくれ!』~研究妨害とはこのことだ

いま、任期制の問題は、助手への適用へと議論が矮小化してきています。しかし、現実にはすでに任期制をとっている大学もあり、教員のなかで一番流動化進んでいる職種といえます。ところが、任期制のために他大学へ移動する必要があるにもかかわらず、助手の研究環境はかなり劣悪な状況にあるようです。いま高知大学はもとより全国の大学でも助手の方々の教育研究に果たす役割は一層重要になってきています。このまま国大協のいうような助手への任期制適用で対応するなどは、これからの教育研究にも多大な問題をもたらすことは明らかでしょう。

今回、助手への任期制を導入している新潟大学の実態を告発した新大職組新聞の抜粋
『同情するなら職をくれ!』~研究妨害とはこのことだ
を裏面に掲載しておきます。ぜひ、ご参考ください。



【検証・大学改革②】



「同情するなら職をくれ!」その後
研究妨害とはこのことだ
露崎史朗(元大学院自然科学研究所)

昨年の大学審査申しらい、大きくクローズアップされてきた教員の任期制。今回は任期制(期限付き助手)に伴う問題の一例として、昨年12月にいただいた露崎史朗氏の寄稿を「紹介します」(情宣部)

北大時代からこれまでの
思い出つれづれ

露崎 史朗

(1984年度卒業、
植物学専攻課程)

「同情するなら職をくれ!」と安達祐実風に私は叫んでいた。現在私は新潟大学大学院自然科学研究科の一応の助手ではある。しかし、この助手は変則的で新潟大学大学院自然科学研究科規定集の新規「大学院自然科学研究科助手選考内規」大学院自然科学研究科に所属する助手の選考についての申合せ事項に「概ね3~5年を目途として各学問分野のローテーションとする」と書かれており、公にできない期限付きの助手らしい。この怪しい期限を理由に先日、日本学術振興会の日米科学協力事業共同研究を申請したら「来年も当研究科に所属することを

前提とした科研申請は認められない」のだそう、私の知らない間に講座主任(ここに実名をいれども誰も知らないでしょう)から止められておこうの判断とかで申請が取り下げられていた。ということ、新潟に来てからはや5年が経過しているわけだ。私個人としては、別に来年もここに居るつもりではなく、大学を移れば移動届を出せばそれで済むことだし科研の採否の判断は学振がすることであると承知している。こんな研究妨害だ! いくつか文部省に訴えてやる。しかし、まずはこういふ腐った所は出るべきだ。」と思っていた矢先に同窓会の原稿依頼がやってきた。

(途中省略)

札幌を離れ5年が過ぎた今思うに北大の自由な雰囲気と、そしてB. Matthewsの「」の精神は貴重である。自分が教育となつて自覚させられることは、研究成果を上げていない人間が大学院の学生を指導できるわけがないということの一語につきる。いかに親切な世話(「これ即ち研究妨害」ばかりする人間にはなりたくない。仕事をしたい人間にはなりたくない)と、示唆を与えたつもりがただの邪魔になつてしまふようだ。そういう意味では、活発な活動を続けている、植物学教

室、低温研、地環研の皆様の研究活動は私にとって大きな刺激である。今後とも、少なくとも大学院においては研究を基盤とした教育が必要となることは言うまでもないことなのだが、私の周辺では現実とのギャップは大きい。(今の気分は安達祐実。)

……以上引用

この原稿を書いたときは、まだ新しい職のあてもなく、心底「職をくれ!」状態であった。そして、この原稿が印刷されたのは11月位で、なんと1月には引越せる状態になったときである。自分は何もなくても、なぜかこの同窓会誌のコピーがあたりこち出回っているらしく、さまざまな反響が私の知らないところで起こっているらしい。そんな関係で、この原稿を依頼された次第である。ここでは、この出来事の詳細を私の知る限りでお伝えしたい。なお、これは私サイドからの見解であり、これに対する反論をいづれ期待している。

その前に、この話には訂正と続きがある。まず、訂正は科研申請を取り下げる(学術振興会に提出しない)判断をしたのは、大講座主任ではなく研究科長も関係していたことである。事務からの電話で、そういつていた(しかし、こういう電話をさせられた事務の方もかわいそうではある)のだが、同窓会原稿のときには頭に血がのぼつていて適当に書いてしまった。一人だけ悪者にしてしまった大講座主任に「ごめんない」。また、この申請却下の電話は申請締切が終わったあとにあり、もはやゴネても手遅れという状態のときにあったもので、思わず電話の向こうに、「新潟大学の考

えていることがよくわかりました」と怒鳴ってしまった。電話をくださった方に「ごめんない」。あなたが悪いわけではありせん。こういう卑怯なやり口をして平然としている人間の存在が悪いに決まっている。続きは、この科研は日本側と米国籍が同時に申請するもので米国籍側はNSFによって採択が決定されたことである。しかし、規則で日本側の申請がない場合、採択見送りとなるのはご承知の通り。従って、結局米国籍側の申請は徒勞に終わった(400万払え、この野郎。どうやって、向こうに言い訳したと思つてんだ)。さらに、誰だか不明なのだが、この科研をふいにするとどめを刺した大嘘つきがいたようだ。NSFは米国籍の内容がOKなのに日本側の申請がないのを不審に思い7月位に申請確認の電話をこちらにくれたそうである。ところが、その時はペンペリア調査で不在でした。代わりに電話を取つてくれた親切な人がいたようである。それが誰か分からないのだが(この犯人を教えてください)、「手続きミスで申請ができなかった」と答えたそうだ。これは、ありえない。

私は出したぞ! NSFの担当の方は本当に親切で、11月位にもう一度私に再度確認の電話をくれた。その時、7月にそのような応対があったことを教えてくれた。11月の電話の話では、7月に申請を出せば、まだ間に合ったそうで残念がっていた。返す返すも悔しい。

さて、私なりに問題を整理したい。まず、期限付き助手は「来年度もここにいらることを前提とした研究は認められない」のだろうか。しかし、期限付きは十分承知しているのだから、どこの誰が「ここにいらることを前提として科研の申請を

するのだろうか。繰り返すことになるが、ここにいるから、ここで科研は出すしかない。他にやりようがないからそうするのである。そういえば、今年のペンペリア調査も行かない方がいいようなことを言われたな(冗談じゃない)。ついで、「だからこそ、一切の来年度以降の研究申請は認められない」のだろうか。科研なしという劣悪研究環境を創出して、「期限が来たら出て行け」という論理は私には全く理解できない。この筋を通す方法はただ一つ。5年経つたら何があらうと首にすることである。しかし、上述のように、私は首にはならなかった。首にはできないのだから(もつと先に首をはねるべき人が誰でも出て行きたくはなるが、このような研究妨害をしたら、ますます期限間近の助手は研究ができなくなり、出れるものも出れなくなつてしまふと思うのだが。業績なしで移る。これは、今の時代非常に敵しいのは承知の通りである。科研申請差し止めは人の研究を阻害する行為に当たるとは間違いないと私は思っている。ちなみに、正当性があるならば、直接本人に言えばよいものを私は、事務からの電話だけで当の研究科長や講座主任からその旨を聞いたことはないのだが。

なお、この科研申請却下が適切なものかどうかは、直接文部省に問い合わせようと思つているので、文部省から解答があれば、その内容をお伝えしたい。大した意味のない自己評価や紙資源の無駄としか思えない業績目録を作るよりは、それに載せるのに相応しい研究のできる環境を形成することが優先されるべきなのではないでしょうか。

……以上引用